

(趣旨)

第1条 日本体育大学における毒物及び劇物(以下「毒劇物等」という。)の取扱は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒劇物 法第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物をいう。
- (2) 総括責任者 管理部施設課長をいう。
- (3) 管理責任者 物品供用役の職にある者をいう。
- (4) 使用責任者 毒劇物を使用及び保管する者をいう。

(総括責任者)

第3条 総括責任者は、管理責任者から「毒物劇物使用責任者届出書」(別紙様式第1号)の届出があったときは、速やかに使用責任者として指定又は指定の取り消しをするものとする。

(管理責任者)

第4条 管理責任者は、毒劇物の使用及び保管状況を的確に把握するとともに、必要に応じ使用責任者に対して、毒劇物の適正な取扱いについて指導・助言を行い、盗難等の発生防止及び安全管理に努めなければならない。

(使用責任者)

第5条 使用責任者は、毒劇物の取得に当たっては、当該毒劇物の使用予定数量の的確な把握を行い、計画的かつ必要最小限の数量としなければならない。

2 使用責任者は、品目毎に「毒物劇物受払簿」(別紙様式第2号)を備え、常に毒劇物の使用及び保管状況を明らかにしておかなければならない。

(保管方法)

第6条 使用責任者は、地震及び盗難等による事故を防止するため、毒劇物を毒劇物以外のものとは別に、常時施錠できる金属製の堅固な専用保管庫に保管するとともに当該保管庫の転倒防止及び毒劇物の転落の防止、その他安全管理に必要な措置を講じなければ

ならない。

(毒劇物の表示)

第7条 使用責任者は、毒劇物の専用保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(毒劇物の点検及び報告)

第8条 総括責任者は、使用責任者が保管する毒劇物の保管状況等に係る点検を次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 定期点検は、毎年9月に行うものとする。
- (2) 前号の定期点検のほか、使用責任者の指定の取り消しを行った場合及び必要があると認める場合は、その都度、臨時の点検を行うものとする。
- (3) 点検を終了したときは、「毒物劇物点検報告書」(別紙様式第3号)により、点検の結果を学長へ報告するものとする。

(毒物の処分)

第9条 使用責任者は、保管する毒劇物のうち今後も使用する見込みがないものについては、速やかに管理責任者及び総括責任者に報告しなければならない。

第10条 総括責任者は、前条により不用な毒劇物の報告があった場合及び第8条の点検により不用・不明な毒劇物の報告があった場合は、適正な処分の手続きを取らなければならない。

(事故等の措置)

第11条 使用責任者は、その保管に係る毒劇物が盗難にあったとき又は紛失したときは、直ちにその旨を管理責任者及び総括責任者に報告しなければならない。

2 使用責任者は、その保管に係る毒劇物が飛散し、漏れ、流れ出、もしくはしみ出、又は地下にしみ込んだ場合等、災害が発生するおそれがあるときは、直ちに管理責任者及び総括責任者に報告するとともに、災害を防ぐために必要な応急の措置を講じなければならない。

3 総括責任者は、前2項の場合にあっては、直ちに学長に報告するとともに、速やかな適切な措置を講じなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、倫理審査委員会、学部長会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成19年10月9日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に毒劇物を所持している者は、この規程の施行の日から20日以内に学長に届け出なければならない。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式第1号(第3条第1項関係)

<p>毒物劇物使用責任者届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>総括責任者(管理部施設課長)殿</p> <p>管理責任者(物品供用者)</p> <p>所属 :</p> <p>職名 :</p> <p>氏名 : _____ 印</p> <p>下記のとおり毒物及び劇物の使用責任者として、指定(指定取り消し)下さるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 使用責任者	:

2 保管庫の設置場所	:
3 指定(指定取り消し)の理由	:
4 その他	:
(注) 指定取り消しの場合は、毒物劇物受払簿を添付すること。	

別紙様式第2号(第5条第2項関係)

<p>毒物劇物受払簿</p> <p>薬品名 _____ 使用責任者: _____</p> <p>種類:(毒物・劇物)単位 _____ 保管場所: _____</p>						
	年月日	受入	払出	残量	使用者名	責任者印
〔注〕 1 品目毎に記帳すること。						

2 受払等の単位は容器等でなく、実数量(cc、g等)により記帳すること。

別紙様式第3号(第8条第1項第3号関係)

毒物劇物点検報告書

平成 年 月 日

日本体育大学長 殿

総括責任者(管理部施設課長)

日本体育大学毒物及び劇物取扱規程第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	使用責任者			
	保管場所設置場所			
	点検区分	<input type="checkbox"/> 定期点検・ <input type="checkbox"/> 臨時点検		
	点検対象期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	点検内容	毒劇物の保管状況	<input type="checkbox"/> 適正・ <input type="checkbox"/> 不適正	
		受払簿の記録状況	<input type="checkbox"/> 適正・ <input type="checkbox"/> 不適正	
		保管庫の適否	<input type="checkbox"/> 適正・ <input type="checkbox"/> 不適正	
		保管庫の管理状況	<input type="checkbox"/> 適正・ <input type="checkbox"/> 不適正	
		保管庫の鍵の管理状況	<input type="checkbox"/> 適正・ <input type="checkbox"/> 不適正	
		不用・不明毒劇物の有無	<input type="checkbox"/> 適正・ <input type="checkbox"/> 不適正	
不適正の場合等の改善処置				
検査員氏名印		印	印	

